

厚生労働省
東京労働局発表
令和4年7月22日

担 当	東京労働局労働基準部賃金課
	課長 田村 滋康
	主任賃金指導官 中西 貴子
	賃金指導官 江口 貴志
	電 話 03-3512-1614 F A X 03-3512-1558

第428回東京地方最低賃金審議会を開催します

- 東京都最低賃金の改正について -

東京労働局（局長辻田博）は、令和4年8月5日、第428回東京地方最低賃金審議会を下記のとおり開催しますのでご案内いたします。

記

1 開催日時

令和4年8月5日（金）午前11時00分～午前12時00分

2 場 所

九段第3合同庁舎 11階共用会議室2-1、2-2

所在地：東京都千代田区九段南1-2-1 11階

3 内 容

（1）東京都最低賃金の改正決定について

（2）その他

4 取 材

（1）会議は公開の予定です。

（2）撮影、録音等は、審議開始前までとなります。

（3）審議終了後、東京地方最低賃金審議会事務局によるブリーフィングを行います。

（4）審議日程は、変更になる場合があります。

（5）審議時間は、予定時間を超えて、延長する場合があります。

（6）会場準備の関係上、別紙にて、事前に取材申込みをお願いします。

取材申込書
(令和4年8月5日 第428回東京地方最低賃金審議会)

* 取材を希望される場合は、8月4日(木)12時までに、FAXにてお申し込み願います。 FAX番号：03-3512-1558

貴社名	
取材人数	人 (カメラ台数; ムービー 台、スチール 台) (三脚の使用; 有・無)
代表者氏名	
ご連絡先	電話番号: FAX番号:
連絡事項	

1. 申込は報道機関の方のみ対象となります。
2. 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、以下の事項について御協力願います。
 - ・ 発熱等、風邪の症状が見られる場合や体調に不安がある場合は、入館を御遠慮ください。
 - ・ 当日はマスクの着用、手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底への御協力をお願いします。
 - ・ 会議室入口に消毒用アルコールを設置しますので、手指の消毒に御利用ください。
3. 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
4. その他、委員長と事務局職員の指示に従ってください。

【連絡先】東京労働局 労働基準部 賃金課

担当:江口・中西

電話:03-3512-1614(代表)

FAX:03-3512-1558